

4-2 障がい福祉サービス提供体制に係る目標(成果目標)

第5期障がい福祉計画においては、国の基本指針及び大阪府の考え方に従い、平成32年度(2020年度)を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。

4-2-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域移行者数の成果目標

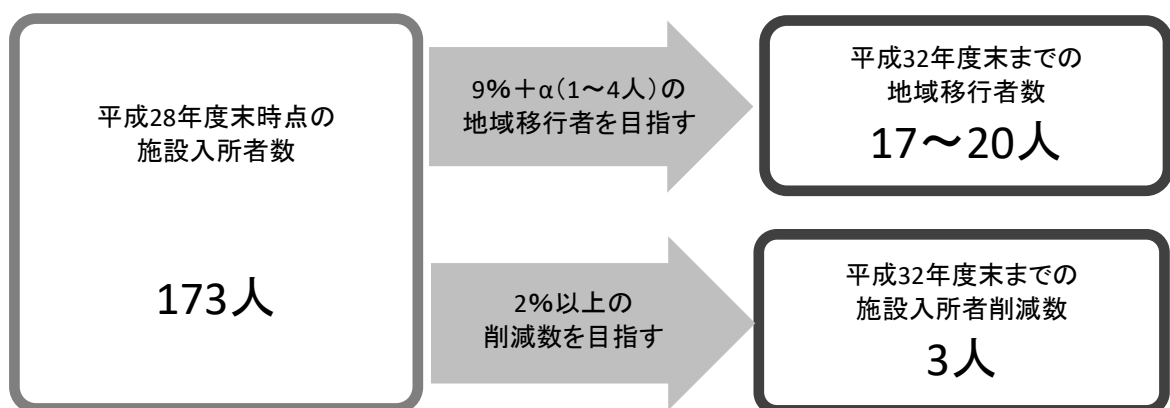
福祉施設入所者の地域移行者数の目標については、国の基本指針及び大阪府の考え方に従い、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上の地域生活への移行と、第4期障がい福祉計画で定める平成29年度末までの福祉施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定します。

また、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスや相談支援事業の基盤整備については、在宅障がい者とその家族等への支援にもつながるものであり、市町村は今後とも主体的に取り組む必要があります。

障がい福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図るとともに、相談支援の充実、居住の場としてのグループホームの量的・質的な充実、関係機関によるネットワークの構築など、地域で障がい者が安心して生活できる支援システムの整備に努めます。

② 地域移行者数の成果目標

福祉施設入所者数の削減の目標については、国の基本指針及び大阪府の考え方に従い、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を成果目標を設定します。



4-2-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関して、国の基本指針においては、新たな目標として「障がい保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。



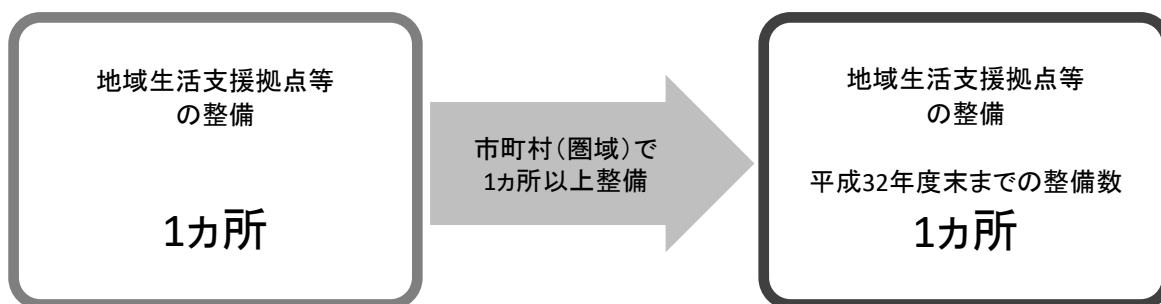
(地域包括ケアシステム構築に係る連携支援体制のイメージ)

3層構造の主な役割	
<p><市町村ごとの協議の場> 地域自立支援協議会に設置される精神障がいに対応した部会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療・保健・福祉の関係者が集まる場を創出することによる「顔の見える関係」の構築 ● 地域移行事例、地域定着事例等の事例検討を通して、課題を抽出 	
<p><圏域ごとの協議の場> 保健所が設置する協議の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神科病院と市町村など地域の関係機関(医療と地域生活)の「つながり」の構築 ● 多様な疾患ごとに明確化された精神科病院の医療機能及び在宅医療についての情報提供 	連動
<p><都道府県ごとの協議の場> 大阪府自立支援協議会 地域支援検討部会 / 精神障がい者地域移行推進WG</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村及び圏域単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援 ● 市町村ごと及び圏域ごとの協議の場で協議され、提案を受けた地域課題の検討 	連動

4-2-3 障がい者地域生活の支援

国の基本指針においては、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとしています。

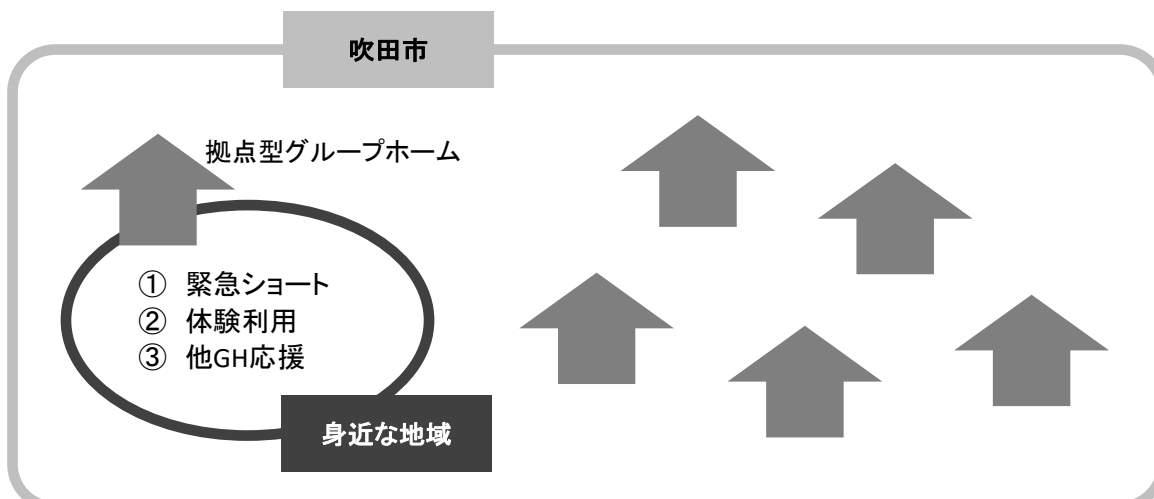
なお、本市においては、地域生活支援拠点として平成28年6月「くらしの支援センターみんなのき」が開所しており、ハードの整備ということでは、平成32年度末までの目標をすでに達成しているといえますが、本センターを拠点とした緊急時の受入対応体制の確保や、生活体験、訓練の機会及び場を提供する支援体制の構築等のソフトの整備は、まだまだ必要です。



(地域生活支援拠点等の整備イメージ)

地域生活支援拠点の整備にあたって、特に求められる機能は、いつでも気軽に相談できる相談体制、緊急対応の受け入れができる短期入所事業、家族同居からグループホーム等へ移行するための練習ができる場の提供が中心的な整備課題であると思います。

そのような施設が身近な地域にあるよう、小規模多機能なグループホームを地域の拠点として複数を整備し、地域生活支援の充実に努めます。



4-2-4 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設(就労移行支援、就労継続支援、自立支援、生活介護)から一般就労への移行者数の成果目標については、国の基本指針及び大阪府の考え方に従い、平成28年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上を設定します。



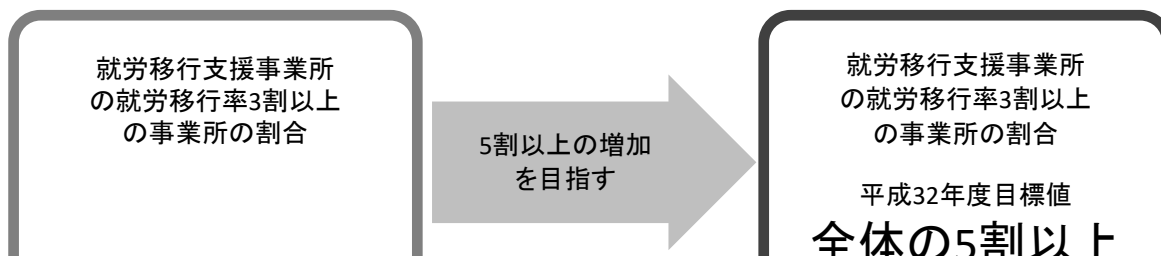
② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数の増加の目標については、国の基本指針及び大阪府の考え方に従い、平成28年度末における利用者数から2割以上を成果目標として設定します。



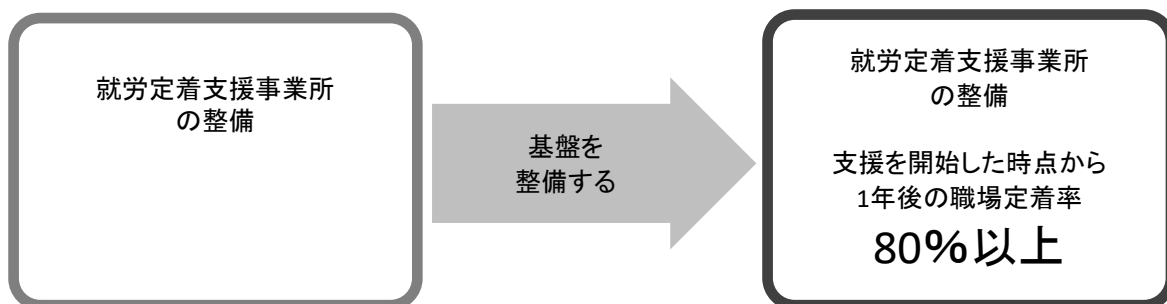
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の目標については、国の基本指針及び大阪府の考え方に従い、平成32年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように目標を設定します。



④ 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率の目標については、国の基本指針及び大阪府の考え方に従い、8割以上となるように目標を設定します。



⑤ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

工賃の平均額については、個々の就労継続支援B型事業所が設定した大阪府独自の目標額に従い、平成32年度の目標工賃を踏まえて目標額を設定します。

